

◆文化財とは...

「文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）」において文化財とはどんなものか、6つの定義がされています。

1 有形文化財	有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに学術上価値の高いもの
	<ul style="list-style-type: none">■建造物 歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）■美術工芸品 絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成しているその他の物件を含む）並びに学術上価値の高い資料など
2 無形文化財	無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
	<ul style="list-style-type: none">■演劇、音楽、工芸技術その他
3 民俗文化財	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
	<ul style="list-style-type: none">■無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、形のない所産のもの■有形民俗文化財 それらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件など、形のあるもの
4 記念物	遺跡等で歴史上または学術上価値の高いもの、名勝地で芸術上または観賞上価値の高いもの、動植物および地質鉱物で学術上価値の高いもの
	<ul style="list-style-type: none">■遺跡等 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの⇒指定されると【史跡】■名勝地 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上または観賞上価値の高いもの⇒指定されると【名勝】■動植物・地質鉱物 動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む）、植物（自生地を含む）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で学術上価値の高いもの⇒指定されると【天然記念物】
5 文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
6 伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

▼そのほかに...

▼選定保存技術

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

▼登録文化財

保存及び活用についての措置が特に必要とされる有形文化財・有形民俗文化財・記念物のうち、「文化財登録原簿」に登録されたもの

！近年の急激な都市化などによって、近世末期や近代以降の多種多様な文化財建造物が文化的意義や価値を十分認識されないまま破壊される事例が相次ぎました。その保護にあたり、国レベルで重要なものを厳選する「重要文化財指定制度」のみでは不十分になり、より緩やかな規制のもとで幅広く保護の網をかけ、後世に継承していくための制度が必要となったため「登録文化財制度」が作られました。

これは【届出制】と【指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置】を講じる制度で、これまでの指定制度（重要なものを厳選して指定し、強い規制と手厚い保護を行う制度）を補完するものです。そのため、登録対象となる文化財は、国や県・市の指定を受けていないものに限られ、登録文化財として登録された後に国や県・市の文化財として指定を受けた場合、基本的には登録は抹消されます。

▼登録有形文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後50年を経過したものの。国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないもの。

▼登録有形民俗文化財

原則として近代以降に普及したものの。形態、製作技法等において日本国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの、系統的・網羅的に収集されたコレクションであって地域的特色、技術的特色等を示すもの。

▼登録記念物

遺跡関係	政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡のうち、原則として近代までのもの。我が国の歴史を理解する上で重要なもの、地域の歴史の特徴を表しているもの、歴史上の人物等に関するもの。
名勝地関係	公園、庭園その他の名勝地のうち、原則として人文的なものにあつては造成後50年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたもの。造園文化の発展に寄与しているもの、時代を特徴づける造形をよく遺しているもの、再現することが容易でないもの。
動植物・地質鉱物関係	動物、植物及び地質鉱物のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なもの。我が国において作り出された飼養動物及び飼育地や栽培植物及び生育地、動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本、それら以外の地域独特の自然物又は自然現象。

▼埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物）

周知の埋蔵文化財包蔵地

貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵しているところとして周知されている土地

※周知の埋蔵文化財包蔵地は南砺市内で約600カ所、全国で約44万カ所あり、毎年8,000件以上の発掘調査が行われています。

！埋蔵文化財と文化財保護法

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等の開発事業を行う場合には、事前に(市教育委員会を通して)県教育委員会に届出を行うよう定めています。土木工事等の届出がされると、県教育委員会がその取り扱い方法を決定します。そのとき、どうしても遺跡を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残す(記録保存)よう指示します。また、遺跡を新たに発見した場合には、現状をそれ以上変えずに、すみやかに市教育委員会を通して、県教育委員会に届出なければなりません。なお、発掘調査等によって出土した遺物(出土品)は、所有者が明らかな場合を除き、発見者が所管の警察署長へ提出しなければなりません。

※文化庁長官は、埋蔵文化財の保護上特に必要がある場合について、記録の作成のための発掘調査の実施や発掘に関して必要な事項および報告書の提出を指示したり、その発掘の禁止や停止、場合によっては工事の中止を命ずることができます。